

平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業  
申請手数料減免に関する留意点

平成29年9月

- 交付対象事業：① 建築物省エネルギー性能表示制度に基づくBELS評価  
② 建築物省エネ法第30条に規定する「建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定」に係る技術的審査  
③ 建築物省エネ法第36条に規定する「建築物の省エネルギー消費性能に係る認定」に係る技術的審査

対象期間：平成30年2月16日（金）までに評価書等を交付できる物件  
（上記期限までに評価書等の交付が出来なかった場合は、後ほど差額の申請手数料を請求させていただきます、ご了承ください）

申請手数料減免対象外の件：

- ① 建築物省エネ法第11条第1項に基づき建築物省エネルギー消費性能基準への適合判定義務の提出対象となる建築物に係るもの  
② 評価料・審査料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。以下同じ。）を受けているもの又は受ける見込みのあるもの  
③ BELS評価、建築物省エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物の省エネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

<BELS評価等の取得を要件としている補助事業の例>

- ・既存建築物省エネ化推進事業
  - ・地域型住宅グリーン化事業
  - ・サステナブル建築物等先導事業
  - ・省エネルギー投資促進に向けた支援事業
  - ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入推進事業
  - ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業
  - ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業
  - ・業務用施設等における省CO<sub>2</sub>促進事業
  - ・賃貸住宅における省CO<sub>2</sub>促進モデル事業
- ④ 変更申請に係るもの  
⑤ BELS評価等の再交付及びBELSプレートの交付にかかる費用

ご不明な点はお問い合わせ下さい。

株式会社トータル建築確認評価センター  
代表取締役 宇納 芳樹 殿

## 念 書

「平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」について、以下に記載する申請物件は

- 建築物省エネルギー性能表示制度に基づくBELS評価
- 建築物省エネ法第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に係る技術的審査
- 建築物省エネ法第36条に規定する「建築物のエネルギー消費性能に係る認定」に係る技術的審査

について申請手数料の減免を受けるものであり、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象でないこと、BELS評価、建築物エネルギー消費又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取得を要件とした国補助事業（別紙参照）を受けない又は受ける見込みがない事を誓約します。

年 月 日

申請者 住所：

氏名： ㊟

物件名称 \_\_\_\_\_